

J R 西日本フィナンシャルマネジメント株式会社
(有料職業紹介事業許可番号：27-ユ-303139)

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した派遣労働者の責めに帰すべき事由により入社日から 3 カ月未満で退職に至った場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- | | |
|----------------------------|---------|
| (1) 入社後 1 ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 1 0 0 % |
| (2) 入社後 2 ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 5 0 % |
| (3) 入社後 3 ヶ月未満で雇用契約が終了した場合 | 2 0 % |

ただし、返戻金制度は紹介予定派遣に関する基本契約書により別の定めをする場合があります